

# 労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## 末位淘汰制について

### 第 69 回

「労働契約法」第 40 条によると、労働者が業務に不適任であり、研修または勤務部署の調整を経ても依然として業務に不適任である場合、雇用者は法により 30 日前までに労働者本人に書面形式で通知するかまたは規定額外で労働者に 1 カ月分の賃金を支払った後、労働契約を解除することができます。法規定の実務運用として、「末位淘汰制度」を採る会社があります。以下は、最高人民法院が公布した判例を紹介します。

### 1. 実例概要

2005 年、王は A 社に入社し、販売担当に従事することになった。A 社の「従業員評価管理弁法」では、従業員に対する評価を S、A、C 1、C 2 の 4 レベルに分け、このうち C 2 は「業務の不適任」と定めている。09 年、王は所在部門の撤去により他の部門に異動した。08 年後半期、09 年前半期、12 年後半期に王の評価結果は C 2 だったため、A 社は王が業務に不適任であり、勤務部署の調整を経ても依然として不適任と判断し、王を解雇した。王は違法解雇の請求を申し立てた。労働仲裁と法院は双方ともに会社の敗訴決定を下し、A 社は王に 2 倍の補償金を支払った。

### 2. 判決理由

法院の判決書には、判決結果について以下のとおり説明しました。

(1) 雇用者は、「労働契約法」第 40 条に基づき、労働者の不適任により労働者を解雇する場合、証明責任を負う。

(2) A 社の「従業員評価管理弁法」には、「C (C 1、C 2) 評価レベルの比率は 10%」と定めている。王の評価結果は C 2 であったことがあるものの、C 2 と評価されたことは完全に「業務への不適任」と同等ではない。A 社は、当該比例を限定された評価結果のみに基づき、王が業務に不適任であることを証明することができず、当該理由をもって労働契約を解除することは法定の解除条件を満たさない。

(3) 09 年、王は他の部門に異動したが、異動した前も後も販売担当に従事しており、かつ所在部門の撤去という理由があるため、王が業務に不適任であることによって他の部門に異動したことは証明されない。

### 3. 本件についての弁護士の分析

(1) 本判決書は 13 年 11 月に指導性案件として最高人民法院により公布されました。「最高人民法院による案件指導作業に関わる規定」によると、最高人民法院が公布した指導性案件は、各レベルの人民法院が類似の案件を審理する時の参考になります。したがって、本判決書に明確にされた原則が今後も司法実務に認められると思われます。

(2) 会社の内部規則に定められる評価レベルでの不合格(末位)は、当然ながら労働法上の「業務に不適任であること」と認められません。会社は当該評価結果のみに基

づき、従業員が業務に不適任であることを認めてはなりません。実務において、従業員が業務に不適任であることを証明するには通常、関連職位の明確な要求、従業員が当該要求に合致しないことを証明できる実例、証言などの証拠が必要となります。評価結果のみで従業員の不適任を証明することはできません。

(3) 「労働契約法」第 40 条に基づき、従業員の不適任により従業員を他の職位に異動する場合も、「従業員の不適任」を証明する証拠がなければなりません。また、異動後が異動前と同じ性質の職位であれば、当該異動行為は、「労働契約法」第 40 条に基づく異動ではないと認められるリスクがあります。

### 4. 企業へのアドバイス

基本的には、企業は末位淘汰制度を採らないほうがよいと考えられます。当該制度を運用する際には、以下に注意してください。

(1) 末位が「業務の不適任」と認められるよう、末位の評価基準について業務要求に基づき工夫する必要があります。

(2) 実際に従業員が業務に不適任と認める時、関連証拠を収集し、理由が十分か確認する必要があります。

(3) 業務への不適任により従業員を異動する際に、必ず異動の理由を明確に提示しなければなりません。かつ、異動後は異動前と異なる職位でなければなりません。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)